

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
組織		区分						組織		区分					
		1種	2種	3種	4種	5種	6種			1種	2種	3種	4種	5種	6種
[略]							[略]								
警察本部等	[略]				[略]		警察本部等	[略]				[略]			
	[略]				[略]			[略]				[略]			
[略]							[略]								
[略]							[略]								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年3月28日から施行する。